

平成23年度 島根県原子力防災訓練の概要

島根県原子力安全対策課

1 実施方針

平成23年度の原子力防災訓練は『個別訓練』として実施する。

★従来の島根県原子力防災訓練実施の基本的な考え方

- (1)『総合訓練』は、事故の発生から終息までの一連の経過の中で、防災関係機関の連携を図りながら、災害応急体制の実効性を検証する。
- (2)『個別訓練』は、総合的な訓練のための個別訓練と位置づけ、各項目ごと又は各項目を組み合わせた訓練として実施する。

2 主 催

島根県、鳥取県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市

3 開催日時

平成24年 2月16日(木) 8:00～12:30

4 訓練評価

第三者機関による外部評価制度を活用する。

5 訓練目的

従来の島根県と松江市に鳥取県及び30km圏内の周辺市を加えた新たな枠組みで、行政機関における体制整備を目的とした初動活動を中心とした訓練をすることにより、原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。

6 今年度の訓練の特徴

福島第一原子力発電所の事故後、国においては防災体制の見直しが検討されている中、島根原子力発電所周辺の自治体で構成する原子力防災連絡会議での検討を踏まえ、自治体で実施できるものから検証していく。

- ①原子力発電所から30km圏内の新たな自治体を加えた枠組みで初動体制を中心に通信連絡手順、意志決定手順などを確認する。
- ②原子力発電所から30km圏内の県立高校、松江市立小中学校などへの通信連絡訓練を実施する。
- ③関係自治体から島根県へ連絡員を派遣し、情報の共有を図る。
- ④今までの緊急時モニタリングの他に30km圏内の市や県の出先機関による緊急時モニタリングを実施する。
- ⑤初めて海上自衛隊の参加を得て、自衛隊との連携体制を確認する。
- ⑥鳥取県との連携体制を確認する。

主な訓練項目

訓練項目	実施内容
初動対応訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブル通報から原災法第15条までの各防災機関の対応の手順の確認を行い、併せて関係機関との通信連絡訓練を行う。 ・学校への通信連絡訓練を行う。 ・鳥取県及び関係市から島根県へ連絡員を派遣し、連絡員から適宜所属機関へ情報伝達を行う。 ・対策会議及び災害対策本部会議の運営訓練を行う。 ・事故状況等の住民広報訓練を行う。 ・国の避難指示を受けて、情報伝達の手順、伝達先、伝達方法等を確認し住民への情報伝達訓練を実施する。 ・オフサイトセンター要員参集訓練を行う。 ・オフサイトセンターに集結した防災関係機関相互における情報の共有を図るため、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンターと自治体等が設置した災害対策本部との間で情報を伝達する。 ・オフサイトセンター要員等を対象に原子力防災やオフサイトセンターの役割等について研修を行う。
緊急時モニタリング訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・従来のモニタリング ・概ね10km～30kmの範囲を公用車で移動しながら定点測定を行う。 ・海上モニタリングを行う。 ・島根県と鳥取県のモニタリング情報の伝達・共有化を行う。
緊急被ばく医療活動訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時医療センター設置運営訓練(初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練)に併せて実施) ・防災ヘリ等による救急患者搬送・通信連絡訓練 ・緊急被ばく医療活動研修(医療本部運営机上訓練)
緊急物資輸送訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・海上自衛隊ヘリによる緊急物資輸送訓練を行う。

※訓練実施時間及び訓練事象想定については、各訓練項目ごとに設定